

# 2026 附属中 スタンダード

(生活のきまり)



茨城県立  
鹿島高等学校

## 附属中学校

年	組	名前	
---	---	----	--

# 目 次

目次・名称・所在地・・・・・・・・・・・・・・・・	1
校章・校訓・沿革・・・・・・・・・・・・・・・・	2
目指す学校像・育てたい生徒像・校歌・・・・・・・・	2
日課表・出欠席の取り扱い・・・・・・・・・・・・	3
出欠席・遅刻・早退について・学校生活での約束・・	4
通学方法について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
自転車の乗り方・・・・・・・・・・・・・・・・	6
下校時刻について・・・・・・・・・・・・・・・・	7
頭髪について・制服について・・・・・・・・・・・・	8
体操服や着用するものについて・・・・・・・・	9
生徒心得・・・・・・・・・・・・・・・・	10
部活動・・・・・・・・・・・・・・・・	11
生徒会会則・・・・・・・・・・・・・・・・	12
図書館利用規程・・・・・・・・・・・・・・・・	14

〈 名 称 〉 茨城県立鹿島高等学校附属中学校

〈 所在地 〉 〒314-0038 茨城県鹿嶋市城山 二丁目2番19号

〈 電 話 〉 0299-82-1903

〈 F A X 〉 0299-84-1547

〈 校 章 〉



〈 校 訓 〉

自 治  
勤 勉  
快 活

〈 沿革 〉

令和元年7月1日	鹿島高等学校附属中学校の設置
令和2年4月1日	開校（1年生1クラス 定員40名）
令和2年4月7日	開校式・入学式
令和3年2月18日	エレベーター完成

〈 目指す学校像 〉

- 1 6年間を見通した教育実践をとおして、確かな学力を育むことのできる学校
- 2 様々な人々との交流を通じて、豊かな人間性とコミュニケーション能力を育むことのできる学校
- 3 文武両道の精神の下、心身の健全な発達を育むことのできる学校

〈 育てたい生徒像 〉

- 1 国際感覚を身に付け、グローバル化が進展する社会で活躍することのできる生徒
- 2 思考力・判断力・表現力を身に付け、主体的に課題を解決できる生徒
- 3 「自治・勤勉・快活」の精神に基づいた、地域のリーダーとなることのできる生徒

〈 校歌 〉

一、 鹿島の森の 朝清く はるかに響く 潮なりよ あゝ俊英の 氣を負いて 理想の園に ひらくもの 若き世紀の 花われら	二、 緑の風にあこがれの 想いをはする丘の上 あゝ青春の 友あまた むつみて結ぶ 学舎ぞ 永遠の樂園 わが母校	三、 青雲うつす 北浦に 希望は満ちて 彼しづか あゝ友愛と 勤勞の こよなき氣風 友をよぶ 鹿島高校 わが誇り
--	--	---

## 1 日課表

月・水・金（6時間授業）		火・木（7時間授業）	
8:40～ 8:50	S HR	8:40～ 8:50	S HR
8:50～ 9:40	1 時間目	8:50～ 9:40	1 時間目
9:50～10:40	2 時間目	9:50～10:40	2 時間目
10:50～11:40	3 時間目	10:50～11:40	3 時間目
11:50～12:40	4 時間目	11:50～12:40	4 時間目
12:40～13:30	昼休み	12:40～13:30	昼休み
13:30～14:20	5 時間目	13:30～14:20	5 時間目
14:30～15:20	6 時間目	14:30～15:20	6 時間目
15:20～15:30	S HR	15:30～16:20	7 時間目
15:30～15:45	清掃	16:20～16:30	S HR
		16:30～16:45	清掃

## 2 出欠席の取り扱い

### (1) 公欠

中体連主催の大会、それに準ずる大会、文化系コンクールへの参加、その他学校が認可した欠席は公欠とし、出席扱いとする。

### (2) 忌引

生徒の親族の死亡により、忌引の連絡があった場合は、以下の日数内において忌引とし、出席すべき日数として取り扱わない。

- ①父母（1親等）・・・・・・・・・・7日
- ②祖父母（2親等）・・・・・・・・・・3日
- ③兄弟姉妹（2親等）・・・・・・・・・・3日
- ④伯叔父母（3親等）・・・・・・・・・・1日
- ⑤曾祖父母（3親等）・・・・・・・・・・1日
- ⑥同居の親族・・・・・・・・・・1日

## <出欠席・遅刻・早退について>

- (1) 8時40分までに登校する。
- (2) 欠席、遅刻、早退をする場合は、保護者が学校に連絡する。  
※Classiでの連絡は8時30分まで
- (3) 登校後、終業時刻までの校外への外出を禁止する。  
外出の必要が生じた場合は、担任に許可を受ける。
- (4) 授業中のやむを得ない入退出の場合は、教科担当者に許可を得る。
- (5) 体験活動推進日（ラーケーション）の申請は原則1週間前に申請すること。

※事後申請は原則受理しない

※学校HPの体験活動推進日、取得不可日を確認する。



## <学校生活での約束>

- ・学校生活に不必要な物や多額の金銭は持ってこない。

【必要あると認めないものの例】

・マンガ本（学習に関係ないもの） ・ゲーム ・雑誌 ・菓子類






- ・保護者の判断で、水筒(水・麦茶・緑茶・スポーツドリンク)を持参してもよい。
- ・授業中に水筒を机の上に置かない。

- ・諸費を持参した時は、朝のうちに担任または部活動顧問に渡す。
- ・夏季に無香料の制汗剤(スプレー、シート)を使用してもよい。
- ・冬期はひざ掛け、防寒着を使用してもよい。(考査時は認めない。)

## ＜通学方法について＞

- (1) 基本的に、通学は徒歩とする。自転車通学は許可制とする。
- (2) 申告した通学路、通学方法により、交通規則や乗車マナー、利用の決まり等を守って通学する。
- (3) 下校時は寄り道をせず帰宅する。
- (4) 原則として制服で通学する。(夏期は気温に合わせて体操服登下校期間を定める場合もある。)

※部活動や雨天時など、指示があった場合には体操服で登下校してもよい。

自転車通学 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が自転車使用許可書を提出した生徒は、自転車で通学してもよい。</li> <li>・後述の「自転車の乗り方」をよく守る。</li> </ul>											
スクールバスによる通学 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決められた場所で乗降する。</li> <li>・運休や時間変更について、学校からの連絡を各自で確認する。</li> <li>・乗降場所までの移動時は、(1)～(4)の決まりを守る。</li> <li>・スクールバス定期券購入申込書を申し込み締切(販売日の前週の金曜日)までに提出し、販売日に購入する。</li> </ul> <div style="background-color: black; color: white; text-align: center; padding: 2px;"> <b>神栖方面スクールバス(吉川交通) ※令和3年1月現在</b> </div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">(1) 到着(登校時)</td> <td style="width: 40%;">.....</td> <td style="width: 15%;">8:30</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 出発(下校時)</td> <td>1便 .....</td> <td>16:00(月水金)</td> <td>17:00(火木)</td> </tr> <tr> <td>2便 .....</td> <td>17:45(月水金)</td> <td></td> </tr> </table> <p>※特別日課などの際には、変更が発生する可能性があります。</p>	(1) 到着(登校時)	.....	8:30		(2) 出発(下校時)	1便 .....	16:00(月水金)	17:00(火木)	2便 .....	17:45(月水金)	
(1) 到着(登校時)	.....	8:30										
(2) 出発(下校時)	1便 .....	16:00(月水金)	17:00(火木)									
	2便 .....	17:45(月水金)										
公共交通機関による通学 (電車・バス) 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関を利用する際は、一般客の迷惑にならないようにする。</li> <li>・乗降場所までの移動時は、上記(1)～(4)の決まりを守る。</li> </ul> <div style="background-color: black; color: white; text-align: center; padding: 2px;"> <b>定期券購入について</b> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期券の購入は、「通学証明書交付申請書」に必要事項を記入の上、事務室に提出してください。発行まで数日かかります</li> </ul>											

## < 自転車の乗り方 >

- ・原則として通学に使用する自転車は以下の条件を満たしたものとする。

### 《通学用自転車の条件》

#### ・ 通学に適したもの

※通学に適していないものとは、例えば折りたたみ自転車や高額なものをいう

- ・ ライト、ベル、反射板付きのもの
- ・ 防犯登録を行ったもの。また 自転車保険への加入を推奨する
- ・ 学校が定める 自転車登録シールを貼付したもの

#### ① 学校の自転車に関する規則を守る。

- ・ 自転車通学許可書を提出し、許可をもらう。
- ・ 鍵は自己管理とし、バッグに保管する。
- ・ 交通ルールを守り、二人乗り・並列走行・信号無視は絶対にしない。

#### ② 申請した通学路以外は通らない。

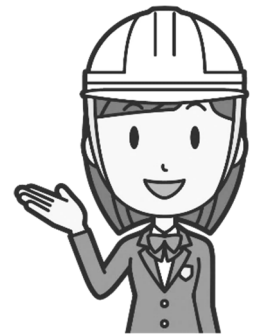
- ・ 申請した通学路を走行する。
- ・ 登校後はすみやかに施錠する。
- ・ 指定された駐輪場にきちんと並べて鍵をかけておく。

#### ③ 安全な自転車の乗り方をする。

- ・ 雨天時は、かっぱを着用すること。(傘をさしての運転は禁止)

#### ④ ヘルメットや蛍光たすきを、きちんと着用する。

- ・ 学校指定のヘルメットと蛍光たすきを必ず着用する。
- ・ ヘルメットや蛍光たすきは、通学だけでなく、部活動に行く際や、休日に遊びに行くときなどに自転車を使用する場合も着用する。
- ・ ヘルメットのひもの長さは、あごとひもの間に指1~2本が入る程度とする。



#### ⑤ 自転車の整備不良があった場合は、すぐに直す。

### 《自転車の整備について》

- ・ ブレーキ.....前後とも完全にブレーキがきいてしっかり停止できるもの
- ・ サドル.....サドルにまたがって両足つま先が地面につく高さであること
- ・ ハンドル.....握りがサドル上面より高いこと。ぐらつかないこと
- ・ タイヤ.....切りきず、ひびわれなどがなく空気圧が適正であること
- ・ 後部反射板.....50mはなれたところより反射していることがわかること
- ・ ライト.....前方5mのところをはっきりとわかる明るさであること
- ・ ベル・ブザー...遠くまで音がよく聞こえること
- ・ スタンド.....自転車をしっかり支えられるスタンド
- ・ カギ.....施錠ができる状態にあるもの



※ きまりを守らない生徒や違反生徒は許可を取り消される場合がある。

## ＜下校時刻について＞

- ・部活動の終了時刻は**17:30**、終了後すみやかに下校する。
- ・部活動のない日（参加しない日）は、すみやかに下校する。  
用のある場合は担任に許可をとり、**17:00**には下校する。


※部活動終了時刻以降に学校に残る場合は顧問（又は担任）の許可をとる。

参考資料 ※時刻などは変更になっている場合がありますので、各ご家庭でご確認ください。

### ▼下校時の交通手段の例

	月	火	水	木	金
授業	6時間授業 15:45 下校	7時間授業 16:45 下校	6時間授業 15:45 下校	7時間授業 16:45 下校	6時間授業 15:45 下校
部活動	16:00 開始 17:30 まで	/	16:00 開始 17:30 まで	/	16:00 開始 17:30 まで
スクールバス	17:30 で部活を終えて2便 17:45 で帰る	1 便 17:00 で帰る	17:30 で部活を終えて2便 17:45 で帰る	1 便 17:00 で帰る	17:30 で部活を終えて2便 17:45 で帰る
関東鉄道バス	大町停留所→ 銚子駅方面 神栖済生会	大町停留所→ 銚子駅方面 神栖済生会	大町停留所→ 銚子駅方面 神栖済生会	大町停留所→ 銚子駅方面 神栖済生会	大町停留所→ 銚子駅方面 神栖済生会
大洗鹿島線	17:05 か 18:15 大野/銚田方面	17:05 大野/銚田方面	17:05 か 18:15 大野/銚田方面	17:05 大野/銚田方面	17:05 か 18:15 大野/銚田方面
JR鹿島線	17:50 か 18:52 潮来方面	17:50 潮来方面	17:50 か 18:52 潮来方面	17:50 潮来方面	17:50 か 18:52 潮来方面
鹿行広域バス	17:11 か 18:06 潮来方面 (神宮あやめ 白帆ライン)	17:11 潮来方面 (神宮あやめ 白帆ライン)	17:11 か 18:06 潮来方面 (神宮あやめ 白帆ライン)	17:11 潮来方面 (神宮あやめ 白帆ライン)	17:11 か 18:06 潮来方面 (神宮あやめ 白帆ライン)

## 頭髮について

	<p>○ <u>前髪が目にかからないようにする。</u></p> <p>・ヘアピンや髪留め（ヘアゴム）を使用する場合は、<u>黒・紺・茶</u>で目立たないものとする。</p> <p>○ <u>清潔感があり他の人に不快感や威圧感をあたえない髪型とする。</u></p> <p>・脱色・髪染め・パーマ・編み込み・極端に左右非対称の髪型にはしない。</p>
---	--

## 制服について

・式典や学校行事に参加するときは、必ず制服を着用する。

	冬服 10月～5月	夏服 6月～9月
A タイプ	<p>○ブレザー（指定）</p> <p>○スラックス（指定）</p> <p>○ワイシャツ</p> <p>・白色（無地のもの）</p> <p>・開襟、ボタンダウン不可</p> <p>○ネクタイもしくはリボン（指定）</p>	<p>○スラックス（指定）</p> <p>○ワイシャツ</p> <p>・白色（無地のもの）</p> <p>・開襟、ボタンダウン不可</p> <p>○本校指定のポロシャツ可（夏季）</p> <p>○ベスト（指定）を着てもよい</p>
B タイプ	<p>○ブレザー（指定）</p> <p>○スカート（指定）</p> <p>○ワイシャツ</p> <p>・白色（無地のもの）</p> <p>・開襟、ボタンダウン不可</p> <p>○ネクタイもしくはリボン（指定）</p>	<p>○スカート（指定）</p> <p>○ワイシャツ</p> <p>・白色（無地のもの）</p> <p>・開襟、ボタンダウン不可</p> <p>○本校指定のポロシャツ可（夏季）</p> <p>○ベスト（指定）</p>

※夏用のスラックス、スカートの購入は任意となります。

- ① ワイシャツの裾をスラックス、スカートから出さない。
- ② 冬服の際に室温が高い場合は、授業中上着を脱いでもかまわないが、その際、指定された服装であること。
- ③ 制服を变形させない。元に戻らない場合は新規に購入していただきます。
- ④ スカート丈は、膝が隠れる長さとする。  
スカートの長さを記入してください。（紛失防止のため）
- ⑤ ベルトは黒の皮製か合皮製で、シンプルなものとする。（スラックスの場合）
- ⑥ 夏服でベストを着用しない場合は、下着が透けないように体操服または白のTシャツ等を着用すること。
- ⑦ ポロシャツを着用する場合は裾をスラックス、スカートに入れなくてもよい。

※制服紛失防止のため、制服・ネクタイ等への記名をする。



cm

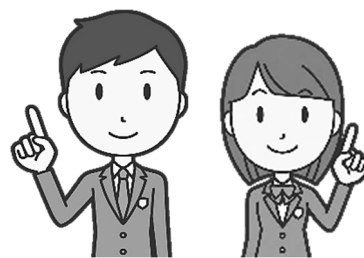
## 体操服や着用するものについて

<p>体操服</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登下校・SHR・授業は制服とする。</li> <li><b>体操服で過ごしてもよい場合</b></li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後、校内で部活動や体操服を着用して行う活動がある場合</li> <li>・登下校時に雨が降っている場合</li> <li>・事前に指示があった場合</li> </ul> </div>
<p>スポーツ用のアンダーウェア</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活の中で、スポーツ用のアンダーウェアを着用する場合は、制服や体操服から透けたり見えたりしないように着用する。<b>(ハイネックは禁止)</b></li> </ul>
<p>靴</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ランニングシューズ。または黒・茶の革靴。</li> <li>・体育や外の部活動はランニングシューズで行う。</li> </ul>
<p>靴下</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・靴下は黒・紺・白（ワンポイント可）</li> <li>・<b>くるぶしがすべて隠れるもの。</b></li> <li>※スニーカーソックス（丈の短いもの）、ルーズソックスは不可とする。</li> </ul>
<p>スクールバッグ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学用バッグは学校指定のものとする。※装飾をしない</li> <li>・通学用バッグに入りきらない場合は、セカンドバッグを使用してもよい。</li> <li>※セカンドバッグの指定はしない。</li> </ul>
<p>セーター等</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬服の下に着用するセーター（V字ネック）、カーディガンの色は<b>紺または黒</b>とする。（服の袖・襟・裾からはみ出さない）</li> <li>・学校指定のベストを冬服期間に着用してもよい。</li> <li>・トレーナー、パーカー類は不可とする。</li> </ul>
<p>防寒着</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>手袋やマフラー、ネックウォーマー、耳当て等</b>は使用可とする。</li> <li>・防寒着は登下校のみ使用可（タイツを除く）</li> <li>・スカートの下にタイツを着用する場合は黒で無地のものとする。</li> </ul>
<p>上ばき</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定上ばきとする。</li> <li>（かかとに氏名を書く。）</li> </ul> 

## <身だしなみについて>

- ・学校生活に必要なのないものは着用しない。（ミサンガ・ブレスレット・指輪・装飾品等）
- ・上ばきには記名する。下駄箱にはかかとを揃えて入れる。
- ・化粧、ピアス、マニキュア、つけまつげ、アイプチ、眉をいじることやカラーコンタクトレンズの着用などはしない。
- ・髪を染めたり、パーマをかけたりするなど、学校生活にふさわしくない髪型にはしない。

# 生徒心得



## 1 校内生活

- (1) 常に礼儀正しく学校生活を送る。
- (2) 先生や、来校者に挨拶をする。
- (3) 年長者に対しては適切な敬語を使用する。
- (4) 職員室、校長室、事務室等に入室するときはノックをし、所属・氏名・用件を告げてから入室する。
- (5) 学級の全員が教室を移動する際は、必ず施錠をする。
- (6) 家庭との連絡が必要な場合は携帯電話・スマートフォンの持ち込みは許可制とする。登校後は電源を切り、校舎内では利用しない。
- (7) 水分補給のため水筒の持参を可とするが、授業中は使用しない。脱水等の理由で授業中に水分補給が必要な場合は、教科担当者に許可を求める。

## 2 校外生活

- (1) 生徒だけで夜間外出や夜間外泊をしない。
- (2) 保護者同伴であっても 22 時以降の外出をしない。（「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」では保護者同伴であっても 23 時～4 時までの外出を禁じている）
- (3) 学校以外の団体との交流または活動に参加する場合には、担任に申し出、指示を受ける。

## 3 その他

- (1) 原則として、土日の部活動時以外は自動販売機を利用しない。
- (2) SNS の使用は十分な注意を払って行う。  
個人情報がかかる内容や特定の人物に対する書き込みは絶対に行わない。
- (3) 原則お金は持ってこない。  
(バス・電車等の利用で必要な場合は『保護者に確認をとる』管理に十分気をつける)

# 部 活 動

## 1 部活動の種類

附属中学校生が参加可能な部活動は以下のとおりである。（令和7年4月現在）

(1) 運動部	サッカー	陸上競技	卓球
			
(2) 文化部	吹奏楽	美術	サイエンス
			

## 2 入退部

### (1) 入部

- ① 入部希望者は入部届を提出する。
- ② 1年生の4月は体験入部期間とし、この期間は入部届を提出せずに練習を見学したり、体験的な練習に参加したりできる。
- ③ 体験入部期間であっても入部届けを提出し、正式な部員となることができる。

### (2) 退部

- ① 退部を希望する場合は、顧問や担任に相談したうえで、退部届を提出する。

### (3) 兼部

- ① 運動部同士の兼部は認めない。（大会の出場人数が足りない場合を除く）
- ② 文化部の兼部は顧問や担任が、部の活動や学校生活に支障がないと判断した場合は認める。

# 茨城県立鹿島高等学校附属中学校生徒会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は茨城県立鹿島高等学校附属中学校生徒会という事務所を茨城県立鹿島高等学校附属中学校内におく。

第2条 本会は生徒の集会、ホームルーム及びクラブ活動その他につき合理的組織運営のもとに自治的に機能を発揮することを目的とする。

## 第2章 組織

第3条 本会は次の役員をもって組織する。

- 1 会員 本校に在籍するすべての生徒
- 2 名誉会員、学校長を含む本校職員

## 第3章 機関

第4条 本会に次の機関をおく。

総会、評議員会、役員会、各種委員会。

第5条 会議はすべて会長（ただし、委員会は委員長）が招集し構成人数の3分の2以上の出席で成立し、過半数をもって決議する。

第6条 総会は本会の最高決議機関であって会員全員で構成し原則として年1回定期に開く。ただし、評議員会が必要ありと認めた場合は生徒会長が臨時に総会を招集することができる。その場合、各ホームルーム集会をもって代行することができる。

第7条 評議員会は総会に次ぐ決議機関であってホームルーム代表及び役員（監査委員を除く）で構成する。

ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時に開くことができる。

第8条 役員会は総会、評議員会で決定した事項の執行にあたる。

第9条 各種委員会

- 1 各種委員会は、生徒評議員会の決議により設置する。
- 2 委員会は、常置委員会と臨時委員会の2種類に分ける。

① 常置委員会

生徒会の活動を円滑に行う為に常時必要と認めたもの。

② 臨時委員会

生徒会の活動にあたって、随時一定期間中生徒評議員会が必要と認め設定したもの。

- 3 常置委員会は、原則として各ホームルームより選出された委員で構成し、臨時委員会は必要に応じてその構成を生徒評議員会が決定する。

- 4 常置委員会の委員の任期は、その学期間とする。

- 5 委員会は、その定められた事項について顧問教師と密接に連絡し、企画と実施の任にあたるものとする。

- 6 委員会はその活動計画、活動状態を常に会長に報告し、会長が必要と認めた計画については、事前に生徒評議員会の承認を得なければならない。

- 7 委員会は生徒評議員会に、その活動状態を随時報告し、生徒評議員会の要求があった場合、委員長は出席して、その質問に答える。

- 8 委員会には次の役員をおく。

委員長1名、副委員長1名、会計・書記若干名。

- 9 委員会には、顧問教師若干名をおく。

第10条 総会、評議員会、役員会、各種委員会は茨城県立鹿島高等学校生徒会と合同で開催することができる。合同開催の場合、会議は高校の生徒会長が招集する。

## 第4章 役員

- 第11条 生徒会に次の役員を置きそれぞれ任務を行う。  
ただし、令和2年度、3年度においてはこの限りではない。
- 1 会長 1名 会長は生徒会を代表する。
  - 2 副会長 1名 副会長は会長を補佐し又は代理する。
  - 3 書記 2名 書記係は生徒会事務を担当する。
  - 4 会計 1名 会計係は生徒会会計を担当する。
  - 5 監事 1名 監事は毎年9月・3月の2回生徒会の会計監査をする。  
ただし、必要ありと認めたときは随時監査を行うことができる。
- 第12条 本会に顧問教師を若干名おく。
- 第13条 総務を除く役員は生徒会選挙規定により選出される。  
入会金 1,000 円（高校入学時にも徴収）会費 3,500 円（高校は 4,500 円）

## 第5章 会計

- 第14条 生徒会の経費は会費・入会金及び寄付金その他をもってあてる。会費は総会で決める。ただし、総会で必要と認めたときは臨時に徴収することができる。
- 第15条 生徒会の予算と決算は総会の決議を経なければならない。
- 第16条 生徒会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第17条 会計簿は会員の要求があった場合これを公開しなければならない。
- 第18条 会計及び監事は総会において会計事務及び会計監査の報告をしなければならない。

## 第6章 統制

- 第19条 学校職員は生徒会の投票権を有しない。
- 第20条 決定事項については学校長の承認を受ける。ただし承認を得られない場合には評議員会に於いて再審議しなければならない。

## 第7章 選挙

- 第21条 選挙に関する規定については茨城県立鹿島高等学校生徒会選挙規定に準ずる。
- 第22条 この会則は総会の決議を経なければ変更することはできない。



# 図書館利用規程

1 本校図書館を利用できるものは下記の通りとする。

○本校生徒      ○本校職員      ○学校の許可した者



2 開館日時

- (1) 平日の昼休みと放課後とする
- (2) 長期休業中は別に定める。

3 室内閲覧について

- (1) 館内では静粛を保ち、図書や備品を丁寧に扱う。
- (2) 閲覧は閲覧室で行い、館外へ帯出してはならない。帯出する場合はその手続きを行うこと。

4 借り方

- (1) 閲覧室に配列してある本を自由を選ぶ。
- (2) 学年・組・氏名を係に申し出て貸し出し手続きを行う。

5 貸出規定

- (1) 「禁帯出」のラベルのあるものは館内のみで閲覧する。
- (2) 貸し出しは一人5冊までとする。
- (3) 期間は2週間とする。期間を延長したい場合は延長手続きをする。
- (4) 「また貸し」はしないこと。
- (5) 図書を紛失したり故意に破損したりした場合には弁償すること。
- (6) 雑誌・新聞は原則として館外貸し出しはしない。特に希望がある場合には係に相談すること。

6 コンピュータを使用するときは係の許可を得て使用する。

7 禁止事項

- (1) 閲覧室内での飲食・携帯電話使用は禁止する。
- (2) 図書等の無断持ち出しは禁止する。

8 本規程に違反または指示に従わない者は、利用を禁止することがある。